（別紙様式３６－２）

**２級火薬庫「保安検査」事前調査票**

 作成者職・氏名

 連絡先電話番号

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業所名 |  | 代表者職・氏名 |  |  |
| 事業所所在地 |  |
| 電話番号 |  | ファックス番号 |  |
| 取 扱 保 安 責 任 者 | 資格 | 正（甲・乙） | 副（甲・乙） | 代理（甲・乙） |
| 氏名 |  |  |  |
| ２級火薬類の所在地 |  |
| ２級火薬庫 | 許可火薬類の種類 | 許可貯蔵量㎏ | 定期自主検査実施日　　　年度 第１回 年　　月　　日 第２回 年　　月　　日 |
|  　号棟 |  |  |
|  号棟 |  |  |
|  号棟 |  |  |
| 第１種保安物件名法定保安距離 ㍍申請書面保安距離 ㍍実測保安距離 ㍍ | 第２種保安物件名  法定保安距離  ㍍ 申請書面保安距離　 ㍍ 実測保安距離  ㍍ | 第３種保安物件名 法定保安距離  ㍍申請書面保安距離 ㍍実測保安距離  ㍍ | 第４種保安物件名 法定保安距離  ㍍申請書面保安距離 ㍍実測保安距離  ㍍ |
| 検査項目 | 省令等 | 検査基準 | 判定基準 | 自己点検結果 |
| 位置 | 規則２４条１号 | 湿地を避けた位置とする。 | 地盤の湿気の状態を確認すること。 | 適　・　否 |
| 構造 | 同２６条１項１号 | 平屋建で鉄筋コンクリート造、コンクリートブロック造又はこれと同等程度に盗難及び火災を防ぎ得るもの。 | ヒビ割れ、風化等がないこと。基礎が露出していないこと。排水溝の詰まりがないこと。 | 適　・　否 |
| 扉 | 規則２４条第４号 | 火薬庫の入口の扉は、外扉が耐火扉である二重扉とし、盗難を防止するための措置を講ずること。 | 外扉は厚さ２㎜以上の鉄板とすること。内扉、外扉及び外扉の錠は、日本産業規格K4832（2018）火薬類の盗難防止設備の要求事項の各基準に適合すること。内扉及び外扉はそれぞれ錠を使用すること。 | 適　・　否 |
| 検査項目 | 省令等 | 検査基準 | 判定基準 | 自己点検結果 |
| 窓 | 同２４条５号 | 窓を設ける場合は、地上から1.7㍍の高さ、直径１㌢以上の鉄棒を１０㌢以下間隔ではめ込む。内方に不透明のガラス引戸、外方に外から容易に開かない防火扉とする。 | 窓ガラス、防火扉の破損がないこと。 | 該当無し適　・　否 |
| 床面 | 同２４条７号 | 床面は板張りで鉄類を表さない。 | 床板の割れ、釘の浮きがないこと。 | 適　・　否 |
| 暖房 | 同２４条９号 | 暖房の設備を設けた場合は温水以外のものは使用しない。 | 温水以外の熱源を使用していないこと。 | 該当無し適　・　否 |
| 照明 | 同２４条１０号 | 照明を設けた場合は防爆式電灯、配線は金属線ピ工事、金属管工事、がい装ケーブル工事とする。自動遮断機、開閉器は庫外に設置する。 | 防爆式電灯であること。スイッチ等は庫外にあること。 | 該当無し適　・　否 |
| 屋根 | 同２６条１項１号の２ | 小屋組は木造又は爆発の際軽量飛散物となるような建築材料とし、屋根の外面は金属板・スレート板・瓦等の不燃物とする。 | 雨といの破損、詰まりがないこと。雨もりがないこと。 | 適　・　否 |
| 避雷装置 | 同２６条１項２号 | できるだけ避雷装置を設ける。 | 平成２７年経済産業省告示第１４５号の基準に適合していること。 | 該当無し適　・　否 |
| 警戒・消火設備 | 同２４条１４号 | 警戒札及び貯水槽の設置、境界に沿って２㍍以上の空地を設け、境界に有刺鉄線等を張る。 | 警戒札（「煙火火薬庫」「火気厳禁」等）は明確であること。空地に燃えやすいものが堆積していないこと。十分な消火用水と消火用器具は整然と用意されていること。 | 適　・　否 |
| 盗難防止措置 | 同２４条１５号 | 天井裏又は屋根には、盗難を防止するための措置を講ずること。 | 日本産業規格K4832（2018）火薬類の盗難防止設備の要求事項3.3火薬庫の天井裏又は屋根に張る金網の基準に適合していること。 | 適　・　否 |
| 検査項目 | 省令等 | 検査基準 | 判定基準 | 自己点検結果 |  |
| 警鳴装置 | 同２４条１６号 | 警鳴装置を設置する。（見張り人を常時配置した場合はこの限りでない。） | 日本産業規格K4832（2018）火薬類の盗難防止設備の要求事項3.4火薬庫及び庫外貯蔵所に用いる自動警報装置の基準に適合する警鳴装置を設置すること。 | 適　・　否 |
| 土堤 | 同２６条１項３号 | 周囲は、できるだけ土堤で囲む | 規則３１条の土堤に適合すること。 | 該当無し適　・　否 |

**◆土堤がある場合**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 検査項目 | 省令等 | 検査基準 | 判定基準 | 自己点検結果 |  |
| 位置 | 同３１条１号 | 土堤の内壁の堤脚から棟の外壁まで１㍍以上の距離においてできるだけ接近して構築する。 | 堤脚と外壁との間の距離を確認すること。 |  適　・　否 |
| 出入口 | 同３１条２号 | 切通しによる出入口の場合は、平面図において棟の本屋から外方に引いたすべての直線が土堤の頂上の線上と交さする。 | 当該工室又は火薬庫等が見通して見えないこと。 |  適　・　否 |
| 同３１条３号 | トンネルによる出入口の場合は、平面図において棟の外壁からトンネルの方に引いたすべての直線がトンネルの壁の線と交さする。 | 当該工室又は火薬庫が見通して見えないこと。 |  適　・　否 |
| 勾配等 | 同３１条４号 | 土堤は４５度以下の勾配とする。高さは煙火火薬庫の場合は軒高（1.5㍍未満の場合は1.5㍍）、その他火薬庫及び一時置場には屋頂の高さ以上とする。頂部の厚さは１㍍以上とする。 | 構造が許可を受けずに変更されていないこと。 |  適　・　否 |
| 検査項目 | 省令等 | 検査基準 | 判定基準 | 自己点検結果 |
| 土留め | 同３１条５号 | 土堤の堤脚をやむを得ず土留めするときは、土堤の高さの１／３以下とする。内面の土留めの材料は、爆発の際、軽量な飛散物となるものを使用（煙火火薬庫の場合は除く）。 | 土留めの腐朽等がないこと。木材、プラステック剤、軽量骨材を使用したものであること。 | 適　・　否 |
| 通路 | 同３１条６号 | ２棟以上が隣接し、中間土堤を兼用する場合は、この土堤に通路を設けない。 | 構造が許可を受けずに変更されていないこと。 | 適　・　否 |
| 土堤面 | 同３１条７号 | 土堤面に芝草類又はセメントモルタルで被覆する。 | 芝草が剥げていないこと。枯草がないこと。 | 適　・　否 |